

第8期委員改選にかかる検討状況等について

令和2年12月4日時点

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
1 改選スケジュールについて								
推薦会議での構成団体・人数・公募要領の検討・決定	R2.11.5	R2.10.19～	R2.11月上旬～R2.12月中旬	R2.12.2～	～R2.12.18	R2.12.4	R2.11月中旬～R3.1月中旬	R2.10.23～R2.11.18
公募委員の公募	R2.12.6～R3.1.7	R2.12.20～R3.1.29	R2.12月下旬～R3.1月下旬	R3.1.4～R3.2.8	R2.12.20～R3.1.25	R3.1.17～R3.2.17	R3.1月上旬～R3.2月上旬	R2.12.9～R3.1.13
団体からの推薦書受領・個人委員からの推薦承諾書受領	R2.12.3～R3.1.14	R2.12.23～R3.1.29	R2.12月上旬～R3.1月下旬	R3.1月下旬～R3.2月下旬	R3.1月上旬～R3.2月中旬	R3.1月中旬～R3.2月中旬	R3.1月下旬～R3.2月上旬	R3.1月中旬～R3.2月中旬
公募委員応募者の選考	R3.1月下旬	R3.2月上旬	R3.2月上旬	R3.2月中旬	R3.2月中旬	R3.2月下旬～R3.3月上旬	R3.2月中旬	R3.1月下旬
自治協本会議での委員候補者議決	R3.2月下旬	R3.3月下旬	R3.2.26	R3.3月中旬	R3.2月下旬	R3.3.25	R3.2月下旬	R3.2月下旬
市長への推薦(内申)手続き	R3.3月上旬～R3.3月下旬	R3.3月下旬	R3.3月上旬～R3.3月下旬	R3.3月中旬～R3.3月下旬	R3.3月上旬～R3.3月下旬	R3.3月下旬	R3.3月	R3.3月上旬～R3.3月下旬

2 公募委員予定人数等

公募委員 予定人数	2名	2名	2名	2名	4名	2名	3名	2名
次期委員改選に向けたその他の検討事項(委員構成・会議開催回数等なんでも結構です)				・自治協の役割を考える上で、地域の活動主体であるコミ協が重要であることから、各コミ協2名とする(推薦会議で決定)。 ・現在の選出団体が適当かどうか検討中。				委員構成の検討開始時期について (委員構成については、時間をかけて検討していくべき。)

3 【参考】委員の再任規定について

各号の再任回数上限									
1号委員	原則 2回	原則 2回	明確な上限は定めない	原則 2回	原則 2回	原則 2回	明確な上限は定めない	各団体の裁量で柔軟に決定	原則 2回
2号委員	原則 1回	原則 2回	明確な上限は定めない	原則 2回	原則 2回	原則 2回	明確な上限は定めない	各団体の裁量で柔軟に決定	原則 2回
3号委員(公募除く)	原則 1回	原則 2回	明確な上限は定めない	原則 2回	原則 2回	原則 2回	明確な上限は定めない	明確な上限は定めない	原則 2回
例外規定	上記を原則とするが、他の者に替えがたいと認められる1号または2号委員は、選出団体や委員資格が異なる場合は、4年または6年を越えて5期10年まで再任することもできる。	「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき、原則として6年(3期)を在任期間の上限とするが、各選出団体等の実情に応じ、6年(3期)を超えて再任することを妨げない。	「附属機関等の指針」における6年という規定を目安に、各団体・各個人の事情を考慮し、判断してもらう。(または判断する)	上記を原則とするが、1号・2号委員については選出団体が推薦した場合、3号委員については専門知識、経歴等に照らし他の者に替えがたいと認められる場合は、上記に関わらず再任することができる。	上記を原則とするが、1号・2号委員については選出団体が推薦した場合、3号委員については専門知識、経歴等に照らし他の者に替えがたいと認められる場合は、上記に関わらず再任することができる。	団体選出委員の場合は各団体の裁量で判断してもらい、個人資格の委員の場合は専門知識、経歴等に照らし、委員推薦会議で判断する。	「附属機関等の指針」の在任期間に配慮しながら、団体選出委員の場合は各団体の裁量で判断してもらい、個人資格の委員の場合は専門知識、経歴等に照らし、委員推薦会議で判断する。	上記を原則とするが、特例として、1～3号委員について、知識・経歴等に照らし他に替えがたい(主として研究者・学者等)と認められる場合、上記に関わらず再任することができる。 ※推薦会議で審議→区自治協議会へ諮る	